

【横浜市】

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所の運営等のQ&A(VOL. 1)

○通所系サービス:生活介護、就労移行支援、就労継続支援A・B型、自立訓練(宿泊型自立訓練も含む)

令和2年5月1日時点

No.	対象サービス	質問内容	回答
1	通所系サービス共通	在宅利用時に1日2回の連絡が義務になっているが、利用者や家族の状況から2回の連絡が難しいケースがあるがどうすればよいか。また連絡は電話でなければいけないのか。	在宅支援の一環として、原則1日2回の連絡をお願いしているが、利用者個別の事情により連絡手段や回数を変更することはやむを得ない措置と考える。その際には、連絡方法や給付費の請求を行うことについて家族等から同意を得て、その内容を記録等に残すこと。
2	通所系サービス共通	今後、緊急事態宣言の延長に伴い在宅利用期間を延長する可能性があるが、事前に在宅利用期間の自動延長する旨を個別支援計画に記載することで、再度の計画作成は不要としてよいか。	在宅利用期間の自動延長について、その旨をあらかじめ利用者等に説明し、個別支援計画に記載の上であれば差し支えない。
3	通所系サービス共通	新型コロナウイルス感染防止のために、平常時送迎を行っていない利用者へ送迎を行う場合、個別支援計画書に位置付ける必要があるか。	送迎については個別支援計画に位置付けることまで基準上求められていない。ただし、送迎加算の算定においては送迎を行った記録を備えておく必要がある。
4	通所系サービス共通	送迎加算について体制届で送迎加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の要件を満たすと届け出ているが、新型コロナウイルス感染症の影響で加算の要件を満たせなくなった場合、加算算定は可能か。	「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)(令和2年4月28日 厚生労働省発出)」の別添 問7に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響で体制届で届け出ている送迎加算の要件を一時的に満たせなくなった場合でも、届け出ている送迎加算区分で算定することは可能である。
5	通所系サービス共通	グループホーム入居者が通所している障害福祉サービス事業所から在宅支援を受けた場合の報酬(グループホームの日中支援加算と通所事業所の報酬)の按分方法はどのようなものがあるか。	どちらかの事業所が一括請求した金額を按分したり、曜日や日にちで交互に報酬算定をする方法等が考えられる。按分方法については事業所間での調整となる。
6	通所系サービス共通	在宅利用に切り替え電話での支援を行った場合、実績記録表の利用開始時間と終了時間はどのように入力すればよいか。	1日2回の連絡をお願いしており、1回目の連絡時間が開始時間、2回目の連絡時間が終了時間としてみなして差し支えない。利用者等の要望により1日1回の連絡となる場合は、1回目の連絡時間を開始時間とし、事業所が定めるサービス提供時間等の終わりが終了時間とすることも可能であり、反対に1回目の連絡時間を終了時間とし、開始時間を前述の反対とすることも可能である。
7	就労移行支援、就労継続支援A・B型	在宅利用者にも工賃を支払う必要があるのか。	工賃の支払いは生産活動の状況や利用者の活動内容等に基づき事業所判断とする。
8	就労継続支援B型	工賃について、利用者に支払う1か月の平均工賃額が過去3年間の最低工賃を下回る場合、必ず積立金や給付費から補填しなければいけないのか。	「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第4報)」(令和2年4月13日厚生労働省発出)の取扱いのとおり、工賃変動積立金や工賃変動積立資産から補填した上で、やむを得ない場合には、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲で自立支援給付費を充てて工賃の補填を行うことも差し支えない。
9	その他	在宅でのサービス提供となった場合、通所者交通費の請求において通所回数にカウントしてよいのか。	通所者交通費助成制度は実際の通所にかかった交通費を助成するものなので、在宅となり施設に通所していない場合は、サービスを受けていても交通費の請求回数としてはカウントできない。 ※本回答については、障害自立支援課移動支援係(TEL:671-2401)へお問い合わせください。

※ 本Q&Aは令和2年5月1日時点の解釈です。今後、国や県からの通知等により解釈が変わる可能性がありますのでご注意ください。